

# みどりのモデル地区推進要綱

昭和62年3月24日 区長決裁

## (趣 旨)

第1 この要綱は、東京都北区みどりの条例（昭和60年9月東京都北区条例15号）第19条に規定するみどりのモデル地区（以下「モデル地区」という。）内において実施する事業等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (事業の実施)

第2 モデル地区内の住民（以下「地区住民」という。）は同地区の民有地内において次に掲げる緑化事業の推進に努めるものとする。

### (1) 緑化推進モデル地区

- ① 道路に接する土地の前面部、建築物の壁面部等を利用してのみどりと花の植栽
- ② ブロック塀等の生垣化
- ③ 花壇、プランター等の設置
- ④ その他地区の緑化に関すること。

### (2) 緑化保全モデル地区

- ① 地域内における既存樹木等の適切な維持管理
- ② ブロック塀等の生垣化
- ③ その他地区の緑化に関すること。

## (期 間)

第3 第2に定める事業を行う期間は、指定を受けた日から5年間とし、期間経過後は樹木等の適切な維持管理に努めるものとする。

## (助成等)

第4 区長は、地区住民が第2に定める事業を実施するにつき必要な経費について、別に定めるところにより助成するとともに、当該事業につき指導又は助言をすることができる。

## (緑化計画書)

第5 区長は、モデル地区の事業を実施するときは、地区住民と協議のうえ、緑化計画書を作成し、適切な管理を図るものとする。

## (植栽基準)

第6 緑化計画書に基づく植栽は、別に定める「北区緑化技術基準」によるものとする。

## 付 則

この要綱は、昭和62年 4月 1日から実施する。